

# 公的年金のモデル世帯は少数派～国民の年金に対する意識を更に上げよう～

— 徳島 勝幸 —

ニッセイ基礎研究所 2015年03月03日

政府は昨年実施した財政検証に基づいて、公的年金制度に対する見直しを進めている。もっとも、物価下落時にマクロ経済スライドの発動を抑制するという方針は、現在の受給者にとって好ましいものであっても、将来の受給者である現在の加入者にとっては必ずしも良いことではない。若者は、今回の方針に対して、もっと怒って良いのではないか。しかし、大手メディアによる報道では、その意味することも的確に伝わっていない可能性が高い。少子高齢化と人口減少の進むこの国の社会において、明らかに老若の人口バランスが変化しているのだから、過去と実質的に同程度の老齢給付を保障するならば、若年世代の負担は以前の世代よりも間違いなく上昇するし、逆に負担増を抑制しようとするならば、老齢給付の水準を引下げざるを得ない。こんな単純なことが自明であるのに、大手メディア等は年金給付額が減少するとか、公的年金への依存は出来ないといったセンセーショナルな報道を止めようとはしない。私たちは、現実を直視しなければならない。

そもそも、公的年金を「保険」と考えることが誤りではなかろうか。保険と考えるからこそ、保険料の払い損だといった加入者からの反発が生じる。米国において基礎的な年金保険料を含めて、社会保障全般のために **Social Security Tax** として徴収されるように、保険料としてではなく国家によって徴収される税として論理構成した方が、加入者である国民がより納得し易いではなかろうか。社会保険料の徴収に関しては、民主党等の主張する税と一体化した形の歳入庁構想があり、税は国税庁経由財務省で、社会保険料は厚生労働省で、という現在の整理になじまない部分もあるが、より強力な国庫への徴収機関の設置は財政赤字の圧縮にも資することにならないだろうか。必ずしも財務省の徴収権限を損なわない形で、歳入庁構想の見直しが現代的な解決方法の一つかもしれない。

少子高齢化・人口減少の進む中で、基礎年金部分に一般会計財源の投入を続けるのは政府財政のプライマリーバランス達成という国際目標に対して大きなマイナス効果でしかない。世代間の不公平感は、人口構成が変化している以上不可避であり、現在の公的年金制度はそれを緩和する努力を行っているものの、急速な社会変化に対応し切れていないことを正面から認めても良いのではないか。基礎年金に要する財源の半分を一般会計が負担しているのは、間違いなく世代間格差を緩和する努力であり、もっと政府が国民の理解を得るべく努力すべきである。少子高齢化の進む中でこれまでのような「低負担中福祉」は持続不可能であり、国民に「低負担低福祉」か「中負担中福祉」のどちらかを選ぶよう訴えかける必要がある。残念ながら、国民に痛みを伴うテーマは選挙の争点になり難いが、対 GDP 比 200%を超えるような水準にまで財政赤字の拡大している現状では、このまま座して財政破綻を待つべきではない。

公的年金の財政検証においては、人口構成の変化を前提とし積立金の運用による収益獲得を想定しながら、モデル世帯の所得代替率が長期的に 50%を下回らないように給付水準が設定されている。マクロ経済スライドにおける調整率も、公的年金全体の被保険者の減少率と平均余命の伸びを勘案した一定率から算出されている。2014年基準でモデル世帯の受取る公的年金は、基礎年金と公的年金を合わせて月額 21.8 万円という給付水準であり、これは所得代替率 62.7%という高水準になる。しかし、厚生労働省の示す所得代替率は、定義が OECD の統計と異なっており、その理解に注意が必要である。ここで言う所得代替率とは、“年金受給開始時点（例：65 歳）における年金額が、現役世代の手取り収入額（ポ

一ナス込み)と比較してどのくらいの割合かを示すもの”である。つまり、その時点での平均的な現役厚生年金加入者の収入金額と、その時点で年金開始となる受給者の受取額の比率なのである。したがって、個人が年金開始時点までに、幾らの保険料を払ったかは関係がない。一方、OECDの統計では、所得代替率を複数定義しており、そのうちの2013年公表数値の一つを取ってみると、日本の所得代替率は40.8%で、OECD加盟各国平均を大きく下回る結果となっている<sup>1</sup>。公的年金の所得代替率は、厚生労働省の数値が高めに表示される結果となっており、OECDの統計に表れる数値との差を理解し、また、高齢化の進む日本においては給付水準がOECDの平均より高くないことにも留意して、私たちの老後について考えておきたい。

公的年金の財政検証におけるモデル世帯の定義を平易な言葉で書くと、概ね“40年間厚生年金に加入し、その間の平均収入が厚生年金(男子)の平均収入と同額である夫と、40年間専業主婦である妻の二人からなる世帯”となる。つまり、専業主婦のいる第2号被保険者世帯である。ところが、既に、現在では、このモデル世帯が一般的な日本の家庭像ではなくなっている。まず、総務省の統計では既に共働き世帯が35.8%を占めており、夫のみ労働世帯の27.0%を上回っている。次に、被用者のうち、非正規雇用者の占める割合は35%を越えており、男性だけでも20%を上回る水準になっている。非正規雇用者でも必要な条件を満たして第2号被保険者になっている可能性はあるが、厚生年金保険料の半分が企業負担となるために、第2号被保険者となることを回避されている可能性も小さくない。40年間正規雇用の継続した夫と専業主婦である妻からなる夫婦二人の世帯が、これから公的年金を受取るというのは、既に、一般的な日本の世帯像でないのだろう。

公的年金にまつわる議論で、更に理解されていない可能性が高いのは、こうしたモデル世帯の取得代替率の議論があくまでも第2号被保険者の世帯を想定しているものであり、自営業者等を代表とする第1号被保険者の場合には二階建ての厚生年金が存在せず、将来受給できるのが老齢基礎年金である国民年金部分だけであることかもしれない。したがって、現状では、第1号被保険者の受取ることのできる公的年金は、満額で月6.4万円に過ぎない(なお、2014年の保険料は月額約1.5万円)。夫婦ならば、月額約12.9万円の受給となる。これは、第1号被保険者が定年概念のない自営業等に従事して生涯所得を得られるという前提が置かれたためであるが、既に触れたように、民間企業の従業員でも非正規雇用者の場合には第1号被保険者となっている可能性があり、その場合には、老齢基礎年金だけで老後のやり繰りをする必要がある。短期間でも第2号被保険者となって保険料を納付していれば、若干の上乗せがあるものの、逆に、国民年金保険料の未納期間がある場合には、満額よりも少ない老齢基礎年金しか受取ることができないのである。国民年金の保険料を予め払っておかないと、小額な年金給付が更に減額されてしか受取れなくなるのである。しかも、公的年金には、遺族給付や障害給付といった民間の企業では容易に提供できないような付加的な手厚い給付も存在する。これらの利用価値を、もっと国民に意識させる必要がある。

公的年金の加入者である国民も、メディアによるモデル世帯についての報道に惑わされず、自分が幾ら公的年金を受給できる可能性があるのか、送られて来る年金定期便の内容を確認し、自らの老後については自分で考えるようにしなければならない。年金は「遠い約束」であるかのように感じるだろうが、老後はいずれすぐ近くに迫ってくるのである。加えて、民間企業や官公庁等に勤めている場合には、自社の企業年金や共済年金からの給付がどのくらい期待できるかを調べておく価値があるだろう。会社員の場合には、それが確定給付企業年金か確定拠出企業によって取組みも変わって来るだろうし、公務員の場合には、被用者年金一元化を受けて、特に上乗せ年金部分が今後大きく見直されようとしている。自分に関係する年金制度を的確に理解することが、少しでも豊かな老後を迎えるた

めの第一歩となるだろう。

1 OECD 統計での所得代替率については、夫婦でなく就労者個人分であることに加え、年金制度見直し後の予定値であること等の影響も大きい。厚生労働省の所得代替率との相違について興味ある方は、同省の公表する文書 (<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12507000-Nenkinkyoku-Kokusainenkin-ka/0000030468.pdf>)を参照されたい。

## 年金減額への集団提訴はオイオイ……と思う一方で、理解できる面もある

BLOGOS 2015/3/3

年金の支給水準引き下げを受けて受給者が国を集団訴訟で訴えるというニュースがありました。

年金にはマクロ経済スライドがあるので物価水準に応じて年金額が調整されるはずでした。ところがデフレ下ではマクロ経済スライドが発動しないという欠点のある制度であったために、年金支給額が従来の想定よりも多くなってしまっていたことを解消するための引き下げへの訴集団訟です。

年金減額で初の集団提訴…鳥取「生存権を侵害」 (YOMIURI ONLINE)

国が2013年から段階的に実施している年金の減額は憲法違反として、鳥取県内の国民年金や厚生年金の受給者24人が17日、国に減額決定の取り消しを求め、鳥取地裁に提訴した。

原告側は13年10月に実施された1%減額の決定取り消しに絞って争う方針で、「特例水準は物価上昇で解消する想定だったはずで、一方的に減額するのは不当」と主張。

物価に連動させるはずの公的根金の受給額が、その仕組み故にデフレ下においてマクロスライドが発動せずに本来想定されていたよりも高い水準の受給をしていた問題です。これを解消するために段階的に引き下げを行うこととなったのですが、これに対して集団訴訟ということなのです。

この裁判に対しては「貰いすぎだったんだから適正水準に戻されることで文句を言うな」のように原告たちに対して否定的な意見が多くみられるように思います。私も同じような感想を持ちます。

しかし、その一方で、裁判として訴えたいというのも理解できます。

年金"保険"として考えた時に、この変更はちょっと腑に落ちない。

同じ「保険」という名前もついていることですし、民間保険会社の保険を考えます。

民間の保険会社であれば、変額年金など運用成績で受給額が変わる場合は別ですが、一般的に契約時に積立額や将来の受給額を決めて契約します。この約束した金額は原則として変更されることはありません。一度契約した保険については、一方的に保険会社の都合で保険料を引き上げたり受給額を引き下げられません。破綻もしていない生命保険会社が予

定利率の引き下げ等を行うことは非常に難しく、以下の 2 つの条件が満たされて、やっと引き下げられるというルールになっています。それでも責任準備金は引き下げられないですし、保険料を値上げすることもできません。

今そこに破綻の危機にあると認定された  
引下げ反対が契約者/契約額の 10%以内

さて、このような基準で考えた時に、公的年金保険はどうでしょう。  
これは散々です。被保険者の同意なく支給開始年齢や保険料は引き上げられますし、支給水準は減少したりします。選挙で選ばれた国会議員が法律改正を行っており、その同意によって保険業法があるから…というロジックかもしれませんが、たった 10%の被保険者の同意で引下げ却下の民間に比べるとずいぶんと甘い水準です。そんな中、「百年安心プラン」などとふざけた宣言もしており、お前はアブラハム・プライベートバンクかと……

本来の想定水準より貰いすぎだったのを適正にしようとしたら訴える人も訴える人ですが、契約済みの保険の内容を被保険者の同意なく被保険者に不利に変更するような保険もロクなものではないとも思えます。公的年金自体が訴えられること自体には理解を示したいところでもあります。(無理を言っていますが、金融庁の検査を受けてほしいような気もする)

## 夫の年金をもらおう！ 離婚時の「年金分割」

President ONLINE 2015/3/3

### 離婚時に将来の年金を分ける仕組み

「もう我慢できない！ 絶対、別れてやるっ」

結婚している女性なら、そう思ったことが 1 度や 2 度はあるのでは!?

もし実行に移すなら、真っ先に考えておきたいのがお金のこと。一般的には収入の少ない女性のほうが、離婚後に厳しい生活を強いられることが多いからです。

離婚したときにもらえる可能性のあるお金としては、夫婦の財産を分ける「財産分与」、離婚原因をつくった側が支払う「慰謝料」、子どもを養育する側が受け取る「養育費」の 3 つがよく知られています。さらに 7 年ほど前からは、老後の年金を分割する「年金分割」の制度が加わりました。

「年金分割」は、将来、年金を受け取る権利を夫婦で分割する制度です。ただ、年金制度に共通する特徴として、とって複雑、とって難解な仕組みになっています。だから、制度があることは知っていても、内容を誤解している人が少なくありません。

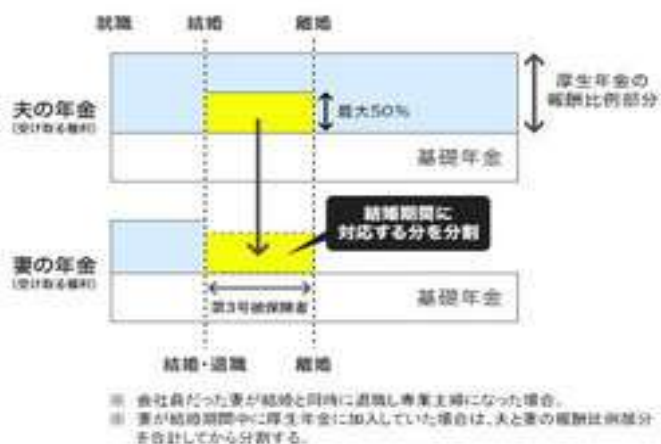
「離婚したら夫の年金を半分もらえるんでしょ？」——そう思っているも多いのでは？  
実は、そうではないんです。そこで、いずれ来るかも知れない“Xデー”に向けて、既婚女性が知っておきたい「年金分割」のポイントを説明しましょう。

まずは、「年金分割」の原則を 4 つ。

**原則 (1) 分割できるのは会社員と公務員の年金だけ**

「年金分割」の対象になるのは、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に限られます。厚生年金と共済年金は、「基礎年金」に「報酬比例部分」を上乗せする2階建ての仕組みですが、分割できるのはこの2階にあたる「報酬比例部分」だけ。夫が自営業の場合だと報酬比例部分がないので、「年金分割」はできません。

結婚期間に応じた分だけ、最大50%まで分割する



結婚期間に応じた分だけ、最大 50%まで分割する

原則 (2) 分割するのは結婚期間の部分だけ

「夫の年金の半分をもらえる」と思っている人は多いのですが、分割の対象になるのは報酬比例部分のうち、結婚していた期間に対応する分だけです。たとえば、夫が22歳で会社員になって30歳で結婚、40歳で離婚した場合だと、分割するのは30歳から40歳の期間の分だけで、結婚前の期間と離婚後の期間は含まれません。また、分割できる年金は、その期間に対応する年金の2分の1が上限です。

原則 (3) 分割した年金を受け取るのは65歳から

分割した年金は、本人が年金を受け取る時（原則65歳から）に上乗せされます。離婚したらすぐにももらえるわけではないので、間違えないで。また、年金をもらうための年金受給資格期間（現在は25年。10年に短縮される予定）を本人が満たしていないと年金自体をもらえないし、分割した部分ももらえません。なお、元配偶者が死亡したり、自分が再婚したとしても、離婚時に分割した年金を受け取る権利はなくなりません。

原則 (4) 請求期限は離婚してから2年以内

年金分割は、離婚した日から2年以内に年金事務所で手続きをしないと受け取れません。自動的にもらえるわけではないので、注意が必要です。

## 専業主婦は問答無用で夫の年金をもらえる

さて、ここまでが「年金分割」の概要です。では、どうやって年金を分割するのか、もう少し詳しく説明しましょう。実は、年金分割には2つの制度があります。

### (1) 合意分割

夫婦で話し合うか、裁判所の調停や審判で報酬比例部分の分割割合（最大2分の1）を決める方法です。共働きで夫婦とも厚生年金か共済年金に加入しているときは、この方法になります。

### (2) 3号分割

サラリーマン・公務員家庭の専業主婦（夫）が使える制度がこちら。2008年4月以降に国民年金の第3号被保険者だった期間がある人は、請求すれば、その期間について夫（妻）

の報酬比例部分の2分の1が分割されます。この場合、相手の同意は不要です（請求は必須）。ただし、2008年3月以前の結婚期間については、「合意分割」にしなくてはなりません。

なお、第3号被保険者とは、会社員や公務員（第2号被保険者）の配偶者で、専業主婦（夫）の人のこと。第3号被保険者は自分で年金保険料を負担する必要がありません。社会保険に加入していないパート主婦も第3号被保険者にあたります。

もともと、結婚してすぐに専業主婦になる人は今や少数派。結婚してしばらくは会社勤めを続け、子どもができたなら退職して専業主婦になったり、パート勤めに替える、という人が多いでしょう。こうした場合は、結婚期間のうち厚生年金加入期間については夫と報酬比例部分を合算して分割割合を決め、第3号被保険者期間については「3号分割」で夫から2分の1をもらう、という手続きになります。この場合、「合意分割」を申請すれば、「3号分割」の期間についても自動的に分割が行われます。反対に「3号分割」を申請すれば、まず該当する期間の分割をしてから、「合意分割」の分割割合が決まるのを待つこととなります。いずれにしても、申請はどちらか一方でOKです。

## 妻から夫へ年金を分割することも

「年金分割」は、「結婚していた期間の年金保険料は夫婦が共同で支払ったものとして受け取る権利を分割する」という考え方に基づいています。このため、共働き夫婦の場合は、お互いの報酬比例部分を合計して、その分け方を決めることとなります。もし妻のほうが収入が多い場合には、妻から夫へ年金を分割することもあり得ます。

また、分割できるのは厚生年金と共済年金だけなので、たとえば夫が自営業で妻が会社員の場合だと、妻から夫へ年金を分割することになる可能性もあります。

そんなときは、あえて「年金分割」のことは口に出さないほうがいい!? 制度を理解していれば、そんな裏ワザだって使えるかもしれません。

「年金分割」は手間もかかるし、将来の年金なんてどうなるかわからない。それなら、今すぐもらえる財産分与や養育費をもらったほうがいい……そう考える人もいるでしょう。でも、約束したからといって、相手が本当に払ってくれるとは限りません。その点、「年金分割」は、いったん決まれば年金を受け取る権利が確定し、将来、必ずもらえるというメリットがあります。特に「3号分割」は、相手の合意なしで否応なしに2分の1をもらえるのだから、年金の少ない女性にとって価値が高いといえるでしょう。

離婚すれば、生活はすべて自分一人の肩にかかってきます。将来のため、安定収入は1円でも多く確保しておきたいですね。

マネージャーナリスト 有山典子（ありやま・みちこ）

証券系シンクタンク勤務後、専業主婦を経て出版社に再就職。ビジネス書籍や経済誌の編集に携わる。マネー誌「マネープラス」「マネージャパン」編集長を経て独立、フリーでビジネス誌や単行本の編集・執筆を行っている。ファイナンシャルプランナーの資格も持つ。

## 男よりも長生きするのに「オンナの年金」こんなに損

# する！ 週現スペシャル

2015年03月06日（金） 週刊現代

夫の定年退職で損をする/熟年離婚で損をする/夫が死んで損をする/おひとり様で損をする/これでは女房もかわいそう

高齢女性の貧困率が高まっている。夫との死別や離婚により、年金受取額が思った以上に少ないことがその一因だ。「女の一生」はかくも険しい。老後を豊かに過ごすために、今から備えることが肝要だ。

## 熟年離婚、その前に

「厚生労働省が発表しているサラリーマン世帯の標準的な年金支給額は月額 22 万 1507 円（15 年度の金額・以下同）。これなら、住宅ローンさえ終わってれば夫婦二人で暮らしていけるかもしれません。ところが、実態はそうではない。私はこれまで多くの老年夫婦の年金額を試算してきましたが、このモデルケースよりも少ない場合がほとんどです。多くの方が『そんなに少ないんですか!?!』と驚かれます。

その原因の一つに妻の年金をきちんと把握していないことがあるのです」（ライフカウンセラー・紀平正幸氏）

定年退職後は年金を生活費に充てて暮らしていく。そう思い描いている家庭がほとんどだろう。だが、実際にいくらもらえるのか、正確に試算したことはあるだろうか。

サラリーマン男性の場合は、国民年金と厚生年金の加入期間や支払ってきた保険料から比較的簡単に試算できる。ところが女性は専業主婦なのか、就労期間があったのか、きちんと手続きを行ってきたかなどの条件で、さまざまなパターンに分類され、いくらもらえるのか、男性と比べて非常にわかりにくい。そして多くの場合、女性は男性より長生きするにもかかわらず、年金で「損」をしてしまうのだ。

## 現在 60 歳のある女性は胸の内を吐露する。

「夫は定年まで勤めたサラリーマンで、モデルケースくらいの金額をもらえるものだと思っていました。ところが、'86 年までは主婦の国民年金への加入は任意で、私が入っていなかったことが判明しました。そのため、私の国民年金は満額に満たない年額 40 万円。

しかも夫は昨年 64 歳で先立ってしまい、一人暮らしになりました。受け取っている年金は、遺族厚生年金と合わせて月額 10 万円程度。今はなんとか暮らしていますが、この先、私が大病を患ったり、事故に遭ったりしたら生活はどうなるのかと不安で堪りません」

実際、夫を喪うか、離婚するかして単身で暮らす高齢女性の貧困化が社会問題となっている。'12 年の国民生活基礎調査によると、実に 65 歳以上の単身女性の貧困率は 44・6%という驚くべき数字なのだ。

女性が年金で損をするポイントがわかれば、今から夫婦で備えることもできる。それぞれのケースごとに見ていこう。

## ◎夫の定年退職で損をする

現在 53 歳の A 子さんは短大卒業後に 24 歳で 7 歳年上の会社員と結婚。専業主婦として家庭を支えてきたため、これまで自分で保険料を支払う必要はなかった(結婚前は親が払っていた)。

今年、夫が定年退職を迎え、再雇用も希望しなかった。この場合、うっかりしていると A 子さんは損をする。

「すべての国民は 60 歳になるまで、なにかしらの公的年金に加入することが義務付けられています。これまで被扶養配偶者であったため、支払いを免れていた A 子さんは自分で手続きをして、国民年金に入り直さなくてはなりません。保険料は年間 18 万 7080 円。夫の収入がなくなるわけですから、決して安い金額ではありません。

これを 60 歳まで 7 年間支払ったとして、A 子さんが受け取れる年金は 65 歳からで、年額 78 万 100 円。国民年金への加入手続きを怠れば、この年金額が減らされます」(社会保険労務士・井戸美枝氏)

こうした主婦は 50 万~60 万人にも上り、厚労省は救済に乗り出した。未納分は本来 2 年分しか遡って払えないが、対象者は 18 年 3 月まで最大 10 年分を追納できる。

現在、企業には段階的に希望者の雇用延長が義務付けられている。A 子さんの夫も 60 歳でリタイアしてしまうのではなく、できる限り長く会社に残ったほうがよさそうだ。井戸氏が続ける。

「待遇は変わるでしょうが、夫が厚生年金に残ることができれば、その間、A 子さんは国民年金の保険料を支払わずに済みます。それでいて受け取る年金額は、保険料を支払った場合と同じ額です。逆に言えば、サラリーマンの夫を持つ専業主婦は、夫が働き続ける限りは『おいしい』身分にあると言えるのです」

妻の年金という観点からみれば、夫には少しでも長く企業に勤めてもらったほうがトクなのだ。

## ◎熟年離婚で損をする

「ここ数年、夫の定年退職が近づいてくると離婚を考える女性が増えています。夫が働いている間は経済的な問題から離婚を踏みとどまってきましたが、退職後は夫に稼ぎがあるわけでもなく、一緒に過ごすことが苦痛。『年金分割』という制度もあると耳に挟んで、夫に内緒で相談に来る人もいます」(前出・紀平氏)

B 子さんは 20 歳で同い年の男性と結婚し、専業主婦として 40 年間連れ添ってきた。パートに出たこともあったが、年収は 130 万円未満に抑えてきたため、厚生年金には加入していない。つまり、B 子さん個人が手にする年金は、65 歳からの国民年金、年額 78 万 100 円だけだ。



B 子さんは離婚をしても夫の年金を半分もらえる制度があることを知り、夫と一緒になくとも、暮らしていけるのではないかと考えた。特定社会保険労務士・長沢有紀氏が解説する。

「'07 年から離婚時の『年金分割』という制度ができました。これは夫婦間の話し合いで、婚姻期間中に夫が支払ってきた保険料に応じた厚生年金を最大で半分に分割できる制度です。さらに翌'08 年には『3 号分割』といって、専業主婦が自動的に厚生年金の半分を手にすることができる制度も始まりました。とはいえ、自動分割の対象は、'08 年 4 月以降の厚生年金記録に対してのみです」

離婚しても保険料を一銭も払うことなく、年金を半分もらえるなら、と考えるのは早計だ。仮に B 子さんが、夫の厚生年金の半分を受け取れることになったとしよう。厚生年金の一般的な金額は月額 10 万円。これを二分するのだから、B 子さん個人の国民年金と合わせても、月額 11 万円程度。

B 子さんの希望で離婚をするのだから、当然、慰謝料は期待できない。住宅や貯金などの財産分与はあるが、コツコツと貯金してきたヘソクリを逆に夫に取られる可能性もある。

「さらに離婚と同時に年金がもらえると勘違いしている女性もいるようですが、それは誤解です。通常の年金と同じで 65 歳にならなければもらえません。現在 60 歳の B 子さんは 5 年間無収入になる可能性があるのです。年金のことを考えるなら、家庭内別居で我慢するのが損をしない方法かもしれません」(前出・井戸氏)

## 子供の年齢のせいで減額に

### ◎夫が死んで損をする ～サラリーマンの場合

夫が在職中に急死した場合、大黒柱を失った家庭は生活に窮する。もちろん、遺族年金制度があるため、妻はそれなりの金額を受け取ることはできる。前出の A 子さんの場合、夫の平均月収が 38 万円だったので、受け取れる遺族厚生年金は年間約 92 万 6000 円(夫が生きていれば受け取れた厚生年金額の 75%)。

65 歳になるまでは、ここに中高齢寡婦加算が年額 58 万 5100 円追加される。65 歳以降は中高齢寡婦加算に代わって、老齢基礎年金 78 万 100 円がプラスされる。夫が家を残した場合は何とか自活できそうだ。

問題は、19 歳以上で未就労の子供を残して、夫が死んだパターンだ。専業主婦の C 子さん(45 歳)は、21 歳と 19 歳の大学生の息子がいる。彼女は今年 9 歳年上の夫をがんで亡くした。夫は自動車ディーラー勤務で、年収は 800 万円。貯金の大半が夫の闘病生活に費やされ、今は 400 万円しか残っていない。保険嫌いだったため、生命保険にも入っていなかった。

18 歳以下の子供がいる場合、国民年金の加入者には遺族基礎年金が支払われる。その額は年 78 万 100 円に加えて、1 子ごとに 22 万 4500 円が加算される(2 子まで。3 子以降は各 7 万 4800 円)。

ところが、子供が 19 歳を超えていると、遺族基礎年金は一切支払われない。したがって C

子さんが受け取れる年金は、遺族厚生年金と前出の中高齢寡婦加算だけとなる。18歳以下の子供がいる場合と比べて、大きな差が出てしまうのだ。

「私が受け取っている年金は、トータルで月に12万円程度です。夫の死亡によって住宅ローンは完済され、自宅だけは確保できましたが、息子たちを大学に通わせようとしたら、私が働くしかありません。ただ、手に職があるわけでもなく、できることはスーパーのレジ打ちか、ファミレスでの接客くらい。子供たちにもバイトをするように言っています。まさか遺族年金がここまで少ないとは思ってもみませんでした」(C子さん)

会社員の夫を持ち、共働きだったD子さんの場合も、夫を亡くすと金銭的に大きな損失を被る。

D子さんは大学卒業後すぐに就職し、結婚後も60歳まで働き続けた。平均月収は30万円で、65歳から受け取れる年金は厚生年金と国民年金を合わせて、年約177万円。これに夫の年金が年に約200万円(月収38万円として計算)加わる。夫婦二人で月額約32万円となり、すでに住宅ローンを返している場合は老後の心配はない—そう考えていた。

### ハケンの年金はどうなる

ところが夫が亡くなり、世帯収入はグッと減ってしまった。

「夫の遺族厚生年金を受け取れますが、その額は年間数万円程度にすぎません。というのも、年金には『一人一年金』という原則があるためです。複数の年金を受け取る資格がある場合、すべてを満額受け取ることはできないのです。夫の遺族厚生年金は、あつてないようなものになってしまう。D子さんの場合は、月額約15万円程度の年金で暮らしていかなければなりません。夫を亡くした専業主婦と年金の額はあまり変わりませんね」(前出・井戸氏)

共働きのD子さんの場合、夫が40年近く支払ってきた保険料を受け取ることもできないのだ。

### ◎夫が死んで損をする ~自営業者の場合

ここまでは、サラリーマンを夫に持つケースを見てきたが、自営業者の夫を持つ女性の場合はどうだろうか。

会社に勤める人間と違って、自営業者に用意されている公的年金は国民年金しかない。40年納付し続けてきたとしても、満額で65歳から78万100円が受け取れるだけ。月額にして6万5008円、夫婦二人で約13万円。しかも、夫が死ねば、その分の支給はなくなってしまう。

「現在の国民年金保険料で計算すると、夫婦で計1496万円の保険料を支払って初めて、65歳から満額の国民年金を受給できます。一方で会社員の夫を持つ専業主婦は、保険料を一銭も払わずに国民年金を受け取ることができます。現行の制度では厚生年金加入者に比べて、自営業者は損をしていると言わざるを得ないですね」(社会保険労務士・和田雅彦氏)

自営業者の夫と離婚したところで分割される厚生年金もない。また、会社員の夫が亡くなったら、遺族厚生年金が妻には支給されるが、国民年金では18歳以下の子供がいる場合に限られる。夫と別れたら、妻は自分の分の国民年金、月額約6万円で暮らしていかなければならないのだ。

## ◎おひとり様で損をする

女性の単身世帯が年代を問わず増えている。彼女たちはどのような年金を手にするのだろうか。

バツイチのE子さんは55歳。職を転々とし、今はフリーランスのデザイナーとして生計を立てている。彼女の経歴はこのようなものだ。

大学卒業後、22歳で企業にフルタイムで勤めた。28歳で結婚し、夫の扶養家族に。38歳で離婚し、派遣会社に勤めて41歳までいくつかの職場を回った。42歳で独立したものの、体調不良もあって生活が安定せず、44歳まで国民年金の免除申請を出していた。その後も10年間、45歳からダラダラと国民年金の未納が続いている。

E子さんがまず気をつけるべきは、自分の年金記録の確認だと前出の和田氏は言う。

「これは女性ならではの問題で、結婚して姓が変わるため、年金記録が別々に記録されているケースが多いのです。旧姓と結婚後の姓を一本化しないと、結婚前の年金記録が宙に浮いた状態になってしまいます。さらに離婚して旧姓に戻ると、その記録も宙に浮いてしまう可能性がある。日本年金機構が提供しているウェブサービス『ねんきんネット』や各地の年金事務所で確認できます」

## これでは暮らしていけない

厚生年金の加入記録が明らかになったとして、E子さんはいくらもらえるのか。

「国民年金の保険料を支払っていれば、1年間で2万円ほどの年金が積み立てられていきます。彼女の場合は、22歳から42歳になるまでの20年間は支払っていますので、約40万円。さらに厚生年金に加入していたときの年収をそれぞれ300万円と仮定して計算してみると、厚生年金は1年間で1・5万円ずつ増えていきますので、就労期間が8年で12万円。概算ですがE子さんが65歳以降に受け取れる年金は年額52万円となります。

ただし、年金加入期間が免除期間を合わせて25年間に1ヵ月でも満たない場合は1円も支払われないことになる。E子さんの時代、20歳以上の学生は『任意加入』で保険料を支払ってなくても加入期間に算入できるので大丈夫そうですが、一度、きちんと精査したほうがいいでしょう」(前出・長沢氏)

もし、25年に満たない場合、E子さんは老後、「無年金」になってしまう。今年9月まで特例として過去10年に遡って国民年金保険料を後納できる制度が用意されている。1円も手元に入ってこない事態を避けるためにも、最低25年の加入期間を確保したほうがいだろう。とはいえ、それでも年額は50万円程度だ。

「女性一人がこれで生活をするのは、実質的に不可能です。元気なうちは働くこともできるでしょうが、80歳を超えたら仕事を探すこともできない。最終的には生活保護に頼るしかありませんが、先祖から受け継いだ土地があれば申請は認められない場合もあり、子供がいれば、『子供を頼れないのか』と尋ねられる。結局、貧困状態を続けるしかない高齢の単身女性が増え続けることになるのです」(経済ジャーナリスト・岩崎博充氏)

夫が死んでも、離婚しても年金の面でオンナはトクをすることはない。これでは女房がかわいそう、と思う夫は、生きていうちに対策を始めたほうがいいだろう。

## 幸せな老後を手に入れるためにいくら貯めておけば大丈夫？

マイナビニュース [2015/03/04]

将来のために貯蓄をしなければならないことはわかっている、けど「一体いくら貯めておけばいいのかわからない」という方は多いのではないのでしょうか。

今回はそのおおよその目安を考えていきたいと思います。

### ■退職金はいくら？+受け取れる年金の額はいくら？

リタイア時までに貯めておかなければならない金額は退職金があるのかどうか、それはいくらなのか、また受け取れる年金額はどれくらいなのかによって大きく異なってきます。つまり、実はその額は人によってさまざまであり、一概にいくら必要とは言いきれないということです。

ですが、そうやってしまっっては元も子もありませんので、ここではあるご家族を例に考えていくことにしましょう。

### ■リタイアまでに必要な金額は“3,860万円ー退職金予定額”!?

Aさんの退職金は2,000万円の予定です。また、受け取れる年金額は約23万円とします。  
※夫が平均的収入36.0万円で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準による(厚生労働省“平成22年度年金額について”参照)

これに対して老後、夫婦二人の生活にかかるお金は1カ月約23万円といわれています。

ということは、平均的な生活を送るということであれば、毎月の生活費は年金内でまかなえるということですね。あとは、冠婚葬祭や家の修繕費、あるいは急な出費に備えて退職金の2,000万円があればなんとかなりそうです。

ですから、将来受け取れる年金額が夫婦で23万円あり、退職金がある程度のまとまった金額を受け取れる予定で、なおかつ普段の生活も贅沢はしないという方は極端なことをいえば、リタイアまでに貯蓄が0円でも老後は心配ないということになります。

ですが、ここで考えなければならない大切なことが2つあります。

## ■1カ月の生活費はいくらくらいかかりそう!?

ひとつは、毎月の生活費が本当に23万円内で収まるのかということです。例えば、老後は温泉旅行に行ったり、趣味に勤しんだりと少しゆとりのある生活をしたいなあということであれば、たちまち生活費は不足することになります。

目安としてゆとりある老後を送るためには1カ月の生活費は30万円必要だと言われていますがその場合、1カ月に7万円不足してきます。それが12カ月で84万円。これが65歳～85歳までとなると1,680万円。つまり、この金額が必要となってくるというわけです。

それでも退職金が2,000万円ある場合はその範囲内ということでそんなに焦る必要はありませんね。

## ■今後、受け取れる年金額は3割カット!?

特に若い方が考えておかなければいけないのはこの部分です。将来受け取れる年金額は現在の3割減を覚悟しておいた方が無難です。そうすると、約16万円になりますね。

1カ月の生活費23万円－16万円 で、不足金額は7万円です。これが20年間で1,680万円必要となります。

また、1カ月の生活費を30万円とすれば3,360万円の不足。予備費として500万円。この合計金額に対して退職金を考慮した金額がリタイアまでに貯めておかなければならないお金ということになります。

いかがでしたか？

老後を迎えるまでに貯めておかなければならない金額は、生活スタイルや退職金の有無やその額、そして受け取れる年金の額によってさまざまで、大きく異なってくるのがおわかりいただけたかと思います。また、その時の経済状況など外部要因にも大きく左右されます。

ですからよくいわれる「1億円必要だ」などといった言葉にむやみに惑わされずに、自分の場合はどうなのかをしっかりと知っておくことが大切なんですね。